

TPM 賞 審査・表彰規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、社団法人日本プラントメンテナンス協会（以下「JIPM」という）が実施している TPM 賞の体系と組織を明確にし、さらに審査・表彰業務の透明性、公正性、厳格性を維持向上し、厳正かつ円滑に運営することを目的とするものである。

(TPM 賞)

第 2 条 TPM 賞とは、製造プラントのメンテナンス技術（TPM および関連する管理技術、固有技術）の研究・開発を促進した成果を審査・表彰することにより、企業の体質革新・体質強化を図り、もって産業の発展に寄与することを目的とするものである。

2 TPM 賞には、次の 5 賞を設ける。

- (1) TPM 優秀賞
- (2) TPM 優秀エンジニアリング賞
- (3) TPM 優秀商品賞
- (4) TPM 優秀技術者賞
- (5) TPM 優秀論文賞

3 TPM 賞は、年に 1 度審査・表彰する。審査・表彰する時期は、TPM 賞委員会が決定する。

(組 織)

第 3 条 TPM 賞を認証する機関として、TPM 賞委員会を設ける。

2 TPM 賞委員会は、JIPM の理事ならびに審議対象の TPM 各賞審査員会委員長により構成される。

3 TPM 賞委員会の委員長は、JIPM の会長がその任にあたる。

4 TPM 賞委員会の下部機関として TPM 賞諮問部会および次の TPM 賞各賞審査員会（以下「各賞審査員会」という）を設ける。

- (1) TPM 優秀賞審査員会
- (2) TPM 優秀エンジニアリング賞審査員会
- (3) TPM 優秀商品賞審査員会
- (4) TPM 優秀技術者賞審査員会
- (5) TPM 優秀論文賞審査員会
- (6) 海外 TPM 優秀賞審査員会

5 TPM 賞委員会の審議・決議事項は次のとおりとする。

- (1) TPM 賞を認証すること。
- (2) 審査機関を認定し、認証すること。
- (3) TPM 賞の審査員の資格を有する者の中から、TPM 賞各賞審査員会の委員を選任・解任

すること。

- (4) TPM 賞各賞審査員会の委員の中から委員長を選定すること。
 - (5) 理事会に上申する TPM 賞に関する規程類の案を審議すること。
- 6 TPM 賞諮問部会は、次の事項を検討審議し TPM 賞委員会または各賞審査員会に答申する。
- (1) TPM 賞の審査基準を検討審議すること。
 - (2) TPM 賞新任審査委員の資格審査を行うこと。
 - (3) 海外審査機関の資格審査を行うこと。
 - (4) その他各賞審査員会よりの諮問事項を審議すること。

TPM 賞諮問部会および TPM 各賞審査委員会についての詳細は、別に定める。

第 2 章 TPM 優秀賞の審査

(応募資格)

第 4 条 TPM 優秀賞の審査対象は、TPM 開始後 3 年程度の活動実績のある事業場とする。

- 2 TPM 優秀賞の審査申し込み時において、過去 1 年の期間に社会的不祥事もしくは公害・災害・死亡事故等の重大事故があった場合は、TPM 賞委員会にて、申し込み受理可否の審議を行う。
- 3 第 2 項にいう社会的不祥事もしくは公害・災害・死亡事故等の重大事故の定義は別に定める。
- 4 TPM 優秀賞の応募要綱は、別に定める。

(分 類)

第 5 条 TPM 優秀賞は、事業場の規模、TPM 推進レベルにより、次の 7 賞を設ける。

- (1) TPM 大賞
 - (2) TPM ワールドクラス賞
 - (3) TPM アドバンスト特別賞
 - (4) TPM 特別賞
 - (5) TPM 優秀継続賞
 - (6) TPM 優秀賞カテゴリー A
 - (7) TPM 優秀賞カテゴリー B
- 2 各賞の内容は、TPM 優秀賞応募要綱に定める。

(審 査)

第 6 条 TPM 優秀賞の審査および合否の判定は、TPM 優秀賞審査委員会が行う。

- 2 TPM 優秀賞審査委員会については、TPM 各賞審査委員会細則に定める。
- 3 TPM 優秀賞の審査基準・審査項目・合格基準、審査方法の詳細は、TPM 優秀賞審査要綱として別に定める。

(審査・受賞の取り消し)

第 7 条 応募事業場に、各年度の TPM 賞を認証する TPM 賞委員会の前に社会的不祥事もしくは公害・災害・死亡事故等の重大事故があった場合は、TPM 賞委員会で審議のうえ当該事業場の審査を取り消す場合がある。

- 2 応募事業場に、各年度の TPM 賞を認証する TPM 賞委員会の後、当該年度内に社会的不祥事もしくは公害・災害・死亡事故等の重大事故があった場合は、TPM 賞委員会で審議のうえ、当該事業場の受賞を取り消す場合がある。
- 3 第 1 項および第 2 項でいう社会的不祥事もしくは公害・災害・死亡事故等の重大事故の定義は別に定める。

第 3 章 TPM 優秀エンジニアリング賞の審査

(目 的)

第 8 条 TPM 優秀エンジニアリング賞は、メンテナンス技術の向上とメンテナンスサービスの効率化を図り、もって製造プラントの信頼性と生産性向上に貢献するとともに、メンテナンスサービス業界の発展に寄与した成果を審査・表彰することを目的とする。

(応募資格)

第 9 条 TPM 優秀エンジニアリング賞の審査対象は、TPM 開始後 3 年程度の活動実績のある事業場とする。

- 2 TPM 優秀エンジニアリング賞の審査申し込み時において、過去 1 年の期間に社会的不祥事もしくは 公害・災害・死亡事故等の重大事故があった場合は、TPM 賞委員会にて、申し込み受理可否の審議を行う。
- 3 第 2 項にいう社会的不祥事もしくは公害・災害・死亡事故等の重大事故の定義は別に定める。
- 4 TPM 優秀エンジニアリング賞の応募要綱は、別に定める。

(分 類)

第 10 条 TPM 優秀エンジニアリング賞は、TPM 推進レベルにより、次の 3 賞を設ける。

- (1) TPM 優秀エンジニアリング賞・特別賞
- (2) TPM 優秀エンジニアリング賞・継続賞
- (3) TPM 優秀エンジニアリング賞

(審 査)

第 11 条 TPM 優秀エンジニアリング賞の審査および合否の判定は、TPM 優秀エンジニアリング賞審査委員会が行う。

- 2 TPM 優秀エンジニアリング賞審査委員会については、TPM 各賞審査委員会細則に定める。
- 3 審査方法の詳細は、別に定める。

(審査・受賞の取り消し)

第 12 条 応募事業場に、各年度の PM 賞を認証する TPM 賞委員会の前または後に社会的不祥事もしくは公害・災害・死亡事故等の重大事故があった場合は、第 7 条に準ずる。

第 4 章 TPM 優秀商品賞の審査

(目 的)

第 13 条 TPM 優秀商品賞は、メンテナンス機器に関する新技術の開発を奨励し、メンテナンス技術の進歩を促進することを目的とする。

(応募資格)

第 14 条 応募資格を有する商品とは日本国内で販売されるメンテナンス機器ないしはメンテナンスに関わるシステム、ソフトウェア、サービスの提供を含む。

2 TPM 優秀商品賞の応募要綱は、別に定める。

(分 類)

第 15 条 TPM 優秀商品賞には、次の 2 賞を設ける。

(1) 開発賞：本賞の目的を達成するためのアイデアと先行性・独創性の優れた商品を対象とする。

(2) 実効賞：本賞の目的を達成し、市場において優れた実績がある商品を対象とする。

(審 査)

第 16 条 TPM 優秀商品賞の審査および合否の判定は、TPM 優秀商品賞審査委員会が行う。

2 TPM 優秀商品賞審査委員会については、TPM 各賞審査委員会細則に定める。

3 審査方法の詳細は、別に定める。

(審査・受賞の取り消し)

第 17 条 応募対象に起因する社会的不祥事もしくは公害・災害・死亡事故等の重大事故があった場合は、第 7 条に準ずる。

第 5 章 TPM 優秀技術者賞の審査

（目 的）

第 18 条 TPM 優秀技術者賞は、設備管理の近代化・高度化に伴ってますます増大する設備管理の重要性に鑑み、これらに貢献した優秀技術者を審査・表彰することにより、設備管理技術の発展ならびに設備技術者の地位向上を図ることを目的とする。

（応募資格）

第 19 条 各事業場の代表者により候補者として推薦された、当該事業場に所属する技術者が、応募の資格を有する。

（審 査）

第 20 条 応募した候補者は、JIPM 支部役員会あるいは JIPM 本部で構成する第 1 次審査により選考される。

- 2 TPM 優秀技術者賞の第 2 次審査および合否の判定は、TPM 優秀技術者賞審査委員会が行う。
- 3 TPM 優秀技術者賞審査委員会については、TPM 優秀賞審査委員会細則に定める。
- 4 審査方法の詳細は、別に定める。

（審査・受賞の取り消し）

第 21 条 候補者または候補者が所属する事業場の責により社会的不祥事もしくは公害・災害・死亡事故等の重大事故があった場合は、第 7 条に準ずる。

第 6 章 TPM 優秀論文賞の審査

（目 的）

第 22 条 TPM 優秀論文賞は、設備管理に関するシステムおよび技術研究または改善実績等の内容で、独創性、表現力、分析力、テーマの掘り下げ、予想される効果等に優れた論文を審査・表彰することにより設備管理の重要性を啓発・普及することを目的とする。

（応募資格）

第 23 条 TPM 優秀論文賞の応募要綱は、TPM 優秀論文賞応募要綱として、別に定める。

（分 類）

第 24 条 TPM 優秀論文賞は、テーマにより次の 3 つの部門で募集する。

- (1) テクノロジー部門
- (2) プロダクション部門
- (3) マネジメント部門

（審 査）

第 25 条 TPM 優秀論文賞の審査および合否の判定は、TPM 優秀論文賞審査委員会が行う。

- 2 TPM 優秀論文賞審査委員会については TPM 各賞審査委員会細則に定める。
- 3 審査方法の詳細は、別に定める。

（審査・受賞の取消し）

第 26 条 応募論文に記載されている事項に起因する社会的不祥事もしくは公害・災害・死亡事故等の重大事故があった場合は、第 7 条に準ずる。

第 7 章 海外における TPM 優秀賞の審査

(目 的)

第 27 条 海外の事業場に対する TPM 優秀賞(以下「海外 TPM 優秀賞」という)の審査については、本章に特に定めのない場合は、第 2 章の規定を準用する。

(審 査)

第 28 条 海外 TPM 優秀賞の審査・表彰業務(合否判定を含む)については、JIPM が認証し、かつ契約した法人、団体、組織(以下「海外審査機関」という)に委託することができる。この場合、海外 TPM 優秀賞審査委員会が、海外審査機関による審査結果(合否)の最終判定(認証)を行う。

2 海外 TPM 優秀賞審査委員会の構成は、TPM 各賞審査委員会細則に定める。

第 8 章 補 則

(TPM 賞審査事務局の業務)

第 29 条 TPM 賞各賞の審査・表彰業務を厳正かつ円滑に運営する事務局として、TPM 賞審査事務局を設け、次の業務を行うものとする。

- (1) TPM 賞諮問部会および TPM 各賞審査委員会の運営
- (2) TPM 賞各賞の応募申込みの受付
- (3) TPM 賞表彰式の実施運営
- (4) その他 TPM 賞の審査・表彰に関わる業務

第 9 章 附 則

- (1) この規程は、1995 年 4 月 1 日から施行する。
- (2) 本規程を改訂および廃止をする場合は、JIPM 規程管理規程によるものとする。

制定：1995 年 4 月

改定：2000 年 1 月、2002 年 10 月、2004 年 11 月、2005 年 5 月、2005 年 11 月、2007 年 1 月、2008 年 1 月、2010 年 2 月